

2013 年 5 月 20 日

IFRS 財団モニタリング・ボード:メンバー候補を募集

国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボードは、メンバー拡大に際し、適切なメンバー候補を募集する。

2010 年、モニタリング・ボードは、IFRS 財団の現在のガバナンス構造が、IFRS 財団の主要な使命である、IASB を通じた、高品質で、容易に理解でき、執行可能性を持った、グローバルに受け入れられる会計基準の策定を促進するものであるか、また、IASB に係る説明責任を適切に果たすとともにその独立性を確保するものとなっているか、を評価するための見直しを開始した。

2012 年 2 月、モニタリング・ボードは IFRS 財団ガバナンス改革最終報告書を公表した。同報告書では、モニタリング・ボードは、主に主要な新興市場からメンバーを追加する（最大 4 席）ことが提言された。この提言を踏まえ、2013 年 3 月 1 日付の[プレス・リリース](#)に記載されているとおり、モニタリング・ボードは、メンバー要件に合意した。

メンバー候補

モニタリング・ボードは最大 4 席、メンバーを選定する。モニタリング・ボードは、可能な限り速やかにメンバーへの応募の審査を進めるよう努めるが、必ずしも 4 席全てが即時にモニタリング・ボードに追加されるとは限らず、一部が後から追加される可能性もある。

メンバー要件

メンバー希望者は、モニタリング・ボードに対し、メンバー要件を満たしていることを示さなければならない。メンバー要件には、とりわけ、各法域において用いられる財務報告の形態と内容を決定する資本市場規制当局であることが含まれる。メンバー要件の全文は付録 A に掲載されている。

推薦

推薦及び応募は次の E メールアドレス宛に、2013 年 6 月末まで受け付けられる：mb-callfornomination@fsa.go.jp。メンバーへの応募希望者は、まず付録 B の質問票の記入が必要であることに留意されたい。付録 B のワード版は[ここからダウンロード](#)が出来る。応募者は、記入済みの質問票を添付し、E メールを送付する必要がある。

注釈

1. メンバー希望者は、「モニタリング・ボード憲章」及び「IFRS 財団の枠組み強化のための覚書(MoU)」に同意することが求められる。これらは、モニタリング・ボードのガバナンス改革の提言に従い改訂される予定である。モニタリング・ボードは、現在、これらの改訂作業を行っており、近いうちに改訂版が公表される見込みである。

2. モニタリング・ボードのメンバーシップは、3 年毎に見直され、必要に応じ、臨時に見直しを行う可能性もある。2016 年に開始されるメンバー要件に照らしたメンバーの定期的な見直し以後、国内発行体向けの財務報告制度に IFRS を組み込むために当該法域で利用されているメカニズム、及び、当該メカニズムがメンバー国の資本市場における IFRS の顕著な利用にどの程度貢献しているかをモニタリング・ボードは評価する予定である。

メンバー要件:

総則

- (a) メンバーは、各法域において用いられる財務報告の形態と内容を決定する資本市場規制当局であり、公益を守り向上させる責任を有し、高品質で国際的な会計基準の策定の支援に強くコミットしていなければならない。

IFRS の使用

- (b) 当該国は、IFRS の適用に向けて進むこと、及び、最終的な目標として単一で高品質の国際的な会計基準が国際的に受け入れられることを推進すること、について明確にコミットしている。このコミットは、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表について IFRS の適用を強制又は許容し、実際に IFRS が顕著に適用されている状態となっている、もしくは、妥当な期間でそのような状況へ移行することを既に決定していることにより裏付けられる。
- (c) 適用される IFRS は国際会計基準審議会(IASB)が開発した IFRS と本質的に同列のもので、起こり得る例外は、一定の基準もしくはそこから生じる一部が経済もしくはその他の状況に関係していない、もしくは当該国の公益に反する可能性がある、という場合に限定される。一定の基準もしくはそこから生じる一部を開発する際のデュープロセス履行上何らかの欠陥があった場合には、例外や一時的な使用中止も許容しうる。

定量的要素

- (d) 当該国は、時価総額の規模、上場企業数、クロス・ボーダーの資本活動に照らした上で、国際的な文脈における資金調達のための主要な市場であると考えられる。

定性的要素

- (e) 当該国は、IFRS の策定に対し、継続的に資金拠出を行っている。

- (f) 当該国は、関連する会計基準の適切な実施を確保するための強固な執行の仕組みを整備し、実施している。
- (g) 国・地域の関連する基準設定主体が存在する場合、IFRS の開発に積極的に貢献することにコミットしている。

推薦及び応募は、以下の E メールアドレス宛に、2013 年 6 月末まで受け付けられています：mb-callfornomination@fsa.go.jp。

回答者の情報	
国	
組織	
担当者の名前	
肩書き	
メールアドレス	

回答のために、よりスペースが必要な場合、質問番号を特定した上で、追加で紙を付け足してください。

I. 序論

序論	
当該国の財務報告書類における会計基準の遵守について 規制・執行権限を有する団体の名称(会計基準を設定する のみの団体は除く)	
当該国は、IFRS の適用に向けて進み、単一で高品質の国 際的な会計基準が国際的に受け入れられることを推進する ことに、明確にコミットしていますか。 (明確にコミットしている場合、コミットメントを裏付ける証拠 について詳述して下さい。)	はい ☐ いいえ ☐

II. 上場企業の連結財務諸表における IFRS の使用

A. 現在の状況

1. 当該国で使用されている IFRS の詳細について

(i) 当該国は、IFRS を、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表について、実際に IFRS が顕著に適用されている状態となるように適用していますか。

(ii) IFRS を導入する、又は、自国会計基準と IFRS とをコンバージェンスする決定は、いつ、どのようになされましたか。

(iii) 当該会計基準が初めて適用されたのはいつで、どのような形で適用されましたか。

(iv) 当該会計基準は、(以下のうちどのように)導入されましたか:

A: 全基準を同一時点で適用/

B: 基準ごとに段階適用/

C: その他

企業の性質(規模や業種)により適用時期が異なる場合は、具体的内容を詳述して下さい。

A ☐ B ☐ C ☐

(v) エンドースメントの仕組みは存在しますか。IFRS が適切にエンドースメントされていると、どのように確保していますか。エンドースメントの主体は、エンドースメントの仕組みの下、例外を設定することが認められていますか。当該仕組みについて詳述して下さい。

(vi) 当該国の会計基準と IASB が発行する IFRS との間には、主要な差異がありますか。ある場合、差異について詳細に述べて下さい。

(vii) 当該国は、関連する会計基準の適切な実施を確保するための強固な執行の仕組みを整備し、実施していますか。当該国は、国際的な情報交換に関する協力の取極め (IOSCO MMOU 等) をどのように活用していますか。

2. IFRS の強制/任意適用

(i) 時価総額の規模、上場企業数、クロス・ボーダーの資本活動を含む、当該国の市場に関するデータについて、出典を明記した上で詳述して下さい。

(ii) IFRS が、当該市場において資金調達をする全て、又は、特定の企業に対して強制適用されていますか。 強制適用されている場合、強制適用の基準、及び、強制適用の対象企業の割合、数、時価総額について詳述して下さい。
(iii) IFRS が、当該市場において資金調達をする全て、又は、特定の企業に対して任意適用されていますか。 任意適用されている場合、任意適用の基準、及び、任意適用の対象企業の割合、数、時価総額について詳述して下さい。

3. IFRS 策定への貢献

(i) 当該国には、国、又は、地域の基準設定主体が存在しますか。存在する場合、当該基準設定主体は IFRS の策定に積極的に貢献することにコミットしていますか。

B. 今後の展望

2-4 ページの、「現在の状況」で回答されている IFRS の適用に関し、今後、変更をする予定はありますか。ある場合、当該予定につき詳述して下さい。

[illegible]

III. 資金面での貢献

- (i) 当該国は、IFRS の策定に対し、現在、継続的に資金拠出を行っていますか。継続的に資金拠出を行っている場合、貢献の内容につき、貢献している団体及び貢献額を含め、詳述して下さい。

- (ii) 当該国は、将来も資金貢献を継続する予定ですか。資金貢献を継続する予定の場合、予定している貢献方法について詳述して下さい。

IV. 同意

当該国は、IFRS 財団モニタリング・ボードのメンバーに選定された場合、「モニタリング・ボード憲章」及び「IFRS 財団の枠組み強化のための覚書(MoU)」に同意しますか。	はい ☐ いいえ ☐
--	--